

福岡県医発第504号(地)
平成20年 5月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公 印 省 略)

市町村国民健康保険との特定健康診査集合契約の締結について

標記の件につきましては、平成20年2月29日付け福岡県医発第2155号(地)にて市町村国保との集合契約を締結する旨をご通知しておりましたが、今般、平成20年5月19日付けで市町村国保の代表保険者である水巻町と委託契約を締結いたしました。

つきましては、平成20年度特定健康診査委託契約書(写)をご参考までに1部お送りいたしますので、特定健康診査の実施に関しまして、貴会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 別添の市町村国民健康保険特定健康診査実施要領は各登録医療機関に直接送付いたします。
- 2) 今後、政管健保・健保組合・共済組合、医師国保及び歯科医師国保との特定健診・特定保健指導の集合契約、福岡県後期高齢者医療広域連合との健康診査の委託契約を締結する予定でありますので、決まり次第お知らせするとともに、実施要領についても、逐次変更の上、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

平成 20 年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)について、委託元保険者(別紙 1)から委任を受ける水巻町(以下「甲」という。)と社団法人福岡県医師会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省令第 157 号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)」に基づき、健診等内容表(別紙 2)のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関(以下「実施機関」という。実施機関一覧表(別紙 3)のとおり)で行うものとする。

(対象者)

第 3 条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第 4 条 この契約の有効期間は、契約の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(委託料)

第 5 条 委託料は、内訳書(別紙 4)のとおりとする。

(委託料の請求)

第 6 条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券に記載された受診者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という。)を、甲の委託を受けて決済を代行する機関である福岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査に関する集合的な契約を締結している他の契約取りまとめ機関にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその(他の契約とりまとめ機関との)集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査を受診する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求

することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

- 3 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。
- 5 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、同条第3項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、高齢者の医療の確保に関する法律第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表(厚生労働省にて様式例を公表)を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日以降のものは翌々月の末日。)を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者(乙若しくは実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者(乙若しくは実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

(請求額の支払いに関する取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通

じて実施機関に支払うものとする。

- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

- 第 9 条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

- 第 10 条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当るものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、個人情報取扱注意事項（別紙 5）や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号）及び各都道府県及び各市町村において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

- 第 13 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年5月19日

委託者（甲）

水巻町ほか32保険者

代表保険者

水巻町

福岡県遠賀郡水巻町頃末北1-1-1

水巻町長 矢野 繁 敏

受託者（乙）

社団法人福岡県医師会

福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30

会 長 横 倉 義 武

委託元保険者一覧表

保険者番号	委託元保険者名	所在地
00400036	大牟田市	福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
00400044	久留米市	福岡県久留米市城南町 15 番地 3
00400051	直方市	福岡県直方市殿町 7 番 1 号
00400085	柳川市	福岡県柳川市本町 87 番地 1
00400119	八女市	福岡県八女市本町 647 番地
00400127	筑後市	福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地
00400135	大川市	福岡県大川市大字酒見 256 番地・1
00400143	行橋市	福岡県行橋市中央一丁目 1 番 1 号
00400150	豊前市	福岡県豊前市大字吉木 955 番地
00400168	中間市	福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号
00400184	筑紫野市	福岡県筑紫野市二日市西 1 丁目 1 番 1 号
00400192	春日市	福岡県春日市原町 3 丁目 1 番 5 号
00400200	大野城市	福岡県大野城市曙町 2 丁目 2 番 1 号
00400226	太宰府市	福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号
00400259	宮若市	福岡県宮若市宮田 29 番地
00400283	みやま市	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地

保険者番号	委託元保険者名	所在地
00400523	那珂川町	福岡県筑紫郡那珂川町西隈 1 丁目 1 番 1 号
00400671	芦屋町	福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号
00400689	水巻町	福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号
00400697	岡垣町	福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号
00400705	遠賀町	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
00400713	小竹町	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地
00400721	鞍手町	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地
00400895	前原市	福岡県前原市前原西一丁目 1-1
00400903	二丈町	福岡県糸島郡二丈町大字深江 1360 番地
00400911	志摩町	福岡県糸島郡志摩町大字初 30
00400986	大木町	福岡県三潞郡大木町大字八牟田 255 の 1
00401026	立花町	福岡県八女郡立花町大字原島 95-1
00401208	荻田町	福岡県京都郡荻田町富久町 1 丁目 19 番地 1
00401257	吉富町	福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1
00401315	上毛町	福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1
00401323	築上町	福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
00401349	みやこ町	福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
		血糖検査	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
		尿検査	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
保険者独自の追加健診項目		尿酸、クレアチニン、尿潜血、ヘモグロビンA1c	

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビン A1c を測定すること。

※ 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む) 【個別健診】	支払条件
特定健康 診査※	基本的な健診の項目	7,780 円	健診実施後に一括 ※ 健診単価には、消費税・検査結果通知費・情報提供料・電子的データ提出にかかる費用を含む。
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加 項目)	貧血検査 241 円	
		心電図検査 1,575 円	
		眼底検査 1,176 円	
追加健診 項目	尿酸	3 項目 220 円	
	クレアチニン		
	尿潜血		
	ヘモグロビンA1c	0 円	

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

市町村国民健康保険特定健康診査実施要領

(社) 福岡県医師会

1. 特定健診の実施方法

- (1) 市町村国保より発行される特定健康診査受診券と被保険者証にて資格を確認する。なお、特定健康診査受診券は実施医療機関で回収する。
- (2) 受診者が記入した「質問票」を提出してもらう。
- (3) 特定健診項目の「基本的な健診の項目」及び「詳細な健診の項目」を実施する。なお、「詳細な健診の項目」は医師が必要と認めた場合のみ実施する。一人当たり委託料単価は「健診等内容表（別添1）」参照。

「基本的な健診の項目」

- 1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

- 2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

- 3) 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）

【腹囲の検査】

ア 立位、軽呼吸時において、臍の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については、平成19年「国民健康・栄養調査必携（厚生労働省）」や独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>

- 4) 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）

ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

- 5) 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）及び肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

イ 採血後、採血管は冷蔵又は室温で保存し、12時間以内に遠心分離すること。

ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。

エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられること

をいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

オ 肝機能検査の測定方法については、GOT及びGPT検査については、トレーサビリティーのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、γ-GTP検査については、トレーサビリティーのとれた可視吸光光度法等によること。

6) 血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1c)

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムなどを血液に速やかに溶かすこと。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に測定又は遠心分離することが望ましいが、困難な場合には、採血から12時間以内に測定又は遠心分離すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティーのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビンA1c検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)又はエチレンジアミン四酢酸(EDTA)入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムやエチレンジアミン四酢酸(EDTA)等を血液に速やかに溶かすこと。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティーのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)法、酵素法等によること。

7) 尿・腎機能検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血、血清尿酸、血清クレアチニン)

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。

ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書(「循環器病予防ハンドブック」(社団法人日本循環器管理研究協議会編)等)が示されているので、これを参考とすること。

「詳細な健診の項目」

1) 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者について実施する。

- ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。
- ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

2) 心電図検査

前年度の特定健診の結果等において、①血糖、②脂質、③血圧、④肥満の全ての項目について、下記の判定基準に該当した者について実施する。

- ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。
- イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

3) 眼底検査

前年度の特定健診の結果等において、①血糖、②脂質、③血圧、④肥満の全ての項目について、下記の判定基準に該当した者について実施する。

- ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック」（社団法人日本循環器管理研究協議会編）等）が示されているので、これを参考とすること。

【判定基準】

- ①血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上又はHbA1cの場合 5.2%以上
- ②脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上又はHDLコレステロール 40mg/dl 未満
- ③血圧 収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上
- ④肥満 腹囲が85cm 以上（男性）・90cm 以上（女性）の者（内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が100平方cm 以上）又は腹囲が85cm 未満（男性）・90cm 未満（女性）の者でBMIが25以上の者

2. 健診結果通知

- (1) 「特定健康診査受診結果表（様式1）（以下、「結果表」）」を作成し、1部コピーをして実施医療機関で保管する。なお、市町村国保が別様式の結果表を作成している場合は、それを使用することも可とする。
- (2) 受診者に「結果表」と「健康診査の結果の見方」を用いて、実施医療機関において健診結果の説明と受診した方が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供する。なお、結果説明に来院しない方については、「結果表」と「健康診査の結果の見方」を郵送する。

3. 健診データの電子化

- (1) 実施医療機関で健診データを電子化し、健診した月の翌月5日までに福岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」）に請求する。
- (2) 県医師会に電子化及び請求事務代行を委任する場合
 - ①各郡市医師会を通じて県医師会に電子化・請求事務代行を委任する。
 - ②「特定健康診査・非特定健康診査用入力票」を県医師会にFAXにて提出。なお、県医師会への毎月の締切は15日とし、県医師会は15日までに提出されたものを翌月5日までに国保連合会に請求する。
 - ③県医師会は「特定健康診査受診結果表（受診者用）」と「特定健康診査・非特定健康診査用入力票（医療機関控）」を実施医療機関に送付する。

付則

この実施要領は、平成20年6月1日より実施する。